

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-物流倉庫分野の基準について-

令和8年9月
法務省・国土交通省編

(制定履歴)
令和8年9月18日公表

- 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の4第1項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、物流倉庫分野においては、「物流倉庫分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、物流倉庫分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(令和8年国土交通省告示第787号。以下「告示」という。)において、物流倉庫分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、物流倉庫分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第 1	特定技能外国人が従事する業務・	3
第 2	特定技能外国人が有すべき技能水準等・	6
第 3	特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・	8
第 4	適合 1 号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準・ . .	13
第 5	上陸許可に係る基準・	15
第 6	育成・キャリア形成プログラム・	17

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。 二～七（略）
告示第2条 物流倉庫分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、従事させる業務が倉庫作業（貨物の入庫、保管、出庫その他の倉庫内における作業をいう。次条第1号において同じ。）であることとする。
分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 （1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 物流倉庫分野において設定する業務区分は物流倉庫とし、当該業務区分において従事する業務は、物流倉庫において、倉庫内で行われる貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業を実施する業務とする。

なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務所への連絡や報告、作業場所の整理整頓や清掃、台風等の接近に備えた貨物の移動や雨水侵入防止措置等）に付随的に従事することは差し支えない。

【業務内容】

- 物流倉庫分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。
 - ・ 事務所への連絡や報告
 - ・ 作業場所の整理整頓や清掃
 - ・ 台風等の接近に備えた貨物の移動や雨水侵入防止措置
 - ・ 職場で開催される会議体への参加（安全衛生、懇談会、教育訓練等） 等

- 1 号特定技能外国人
 - 分野別運用方針第二 1（1）に定める試験及び分野別運用方針第二 2（1）に定める業務に従い、第二 1（1）の試験合格により確認された技能を要するものであって、物流倉庫において、倉庫内で行われる貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業を実施する業務に従事しなければなりません。

- ただし、包装されていない食品に直接触れる業務に従事することはできません。

- 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に関連して他人の需要に応じ、有償で引き受けている倉庫作業の場合は、運賃等の輸送に関する対価とは別に作業料金を収受して引き受けている倉庫作業である必要があります。運送に伴う荷役として運賃に含まれて引き受けている作業については「倉庫作業」には当たりません。

【その他業務関係】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については、国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下のとおりです。

国土交通省物流・自動車局のホームページ

URL： https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/warehousing_ssw.html

【確認対象の書類】

- 物流倉庫分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第20－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

- 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

物流倉庫分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の

- （1）及び（2）に定める試験に合格した者とする。

- （1） 技能水準

物流倉庫分野特定技能1号評価試験

- （2） 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 「物流倉庫分野特定技能1号評価試験」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分）

当該試験は、物流倉庫における保管・荷役、流通加工、安全衛生に関する実践的な知識を有し、機器の取扱いについて理解した上で作業の場面に応じて正しい判断ができることを確認するものであり、この試験の合格者は、物流倉庫分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

○ 「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当以上

※ 以下のいずれかの試験の合格

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c） A2.2 相当以上
- ・ 日本語能力試験（J L P T） N 4 以上

※ 技能実習 2 号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって上記日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。

【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 物流倉庫分野においては、特定技能 2 号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

- 物流倉庫分野特定技能 1 号評価試験の合格証明書の写し
 - 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2 相当以上）の写し
 - ・ 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、この事実をもって物流倉庫分野において特定技能 1 号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト（A2.2 相当以上）又は日本語能力試験（N 4 以上）を受験し、合格する必要はありません。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第3条

物流倉庫分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 特定技能外国人を倉庫作業に従事させるものであり、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

イ 倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 倉庫業者が現に営業に使用している倉庫において当該倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者（特定技能外国人の雇用の継続に係る責任を負う旨の協定書を当該倉庫業者と共同して作成している者に限る。）

ハ 一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。）又は特定貨物自動車運送事業者（同法第21条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。）

二 国土交通省が設置する物流倉庫分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

三 協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

五 国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこととしていること。

六 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第2号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

七 入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を有する情報システムを利活用してい

ること。

八 生産性及び労働安全衛生の向上に資する機器又は情報システムであって、前号の情報システムと連携することで機能が拡充されるものを継続して利活用するとともに、その利活用の状況について、協議会に加入した日から起算して1年以内に、協議会において定める方法により協議会へ報告することとしていること。

九 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

【特定技能所属機関及び事業所】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人は、次の①～③のいずれかに該当する特定技能所属機関において受け入れることができます。①倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者、②倉庫業者が現に営業に使用している倉庫において当該倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者（この場合、当該委託を受けて倉庫作業を実施する者が特定技能所属機関となります。）、③一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者
- ②について、委託先の特定技能所属機関は、特定技能外国人の雇用の継続に係る責任を負う旨の協定書を委託元の倉庫業者と共同して作成する必要があります。
- 委託元の倉庫業者と委託先の特定技能所属機関で共同して作成する協定書には、特定技能外国人の雇用の継続を図るため、倉庫業者が就労支援を行う旨を記載する必要があります。
- 具体的には、倉庫業者と特定技能所属機関の間の業務委託の解消に伴って倉庫作業を実施する特定技能所属機関と特定技能外国人の特定技能雇用契約が解除される場合、業務委託元である倉庫業者は、入管法第2条の5第6項及び第7項並びに第19条の22第1項の規定に基づき特定技能所属機関が行うべき支援（義務的支援）のうち、特定技能基準省令第3条第1項第1号リ（1号特定技能外国人支援計画において、特定技能外国人がその責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約が解除される場合に、転職に係る支援を行うことを定めている。）の規定による特定技能所属機関（適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は当該登録支援機関）が行う支援の補助を行う旨を記載することとなります。なお、

倉庫業者には当該特定技能外国人を直接雇用することや賃金を保証することまでは求められません。

- ③について、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者は、その占有する倉庫又はその事業に関連する他人の倉庫において、他人の需要に応じ、有償で倉庫作業を実施する者である必要があります。
- 具体的には、一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業として、自社の自動車が反復継続的に倉庫作業を実施する倉庫に出入りしていること又は、一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可の範囲内で行われる貨物自動車利用運送（貨物自動車運送事業法第2条第7項に規定する貨物自動車利用運送をいう。）として、自社で運送手配をした他社の自動車（いわゆる庸車）が反復継続的に倉庫作業を実施する倉庫に出入りしていることを指します。

詳細については、国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下のとおりです。

国土交通省物流・自動車局のホームページ

URL： https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/warehousing_ssw.html

- 特定技能所属機関は、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査等に必要な協力を行うことなどが求められます。なお、これらはオンラインによる調査などデジタルツールを使うことも含まれます。また、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査等に必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 物流倉庫分野の特定技能所属機関は、特定技能外国人が就業する倉庫において、入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を有する情報システム（いわゆる倉庫管理システム）を利活用していることが必要です。また、倉庫管理システムと連携することでその機能を拡充させる機器又は情報システムの利活用を継続して行うほか、その利活用の状況について、分野別協議会に加入した日から起算して1年以内に分野別協議会へ報告する必要があります。
- 利活用の状況に関する報告の詳細や、分野別協議会に関する問合せについては、国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下のとおりです。

国土交通省物流・自動車局のホームページ

URL： https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/warehousing_ssw.html

- 特定技能外国人との間で締結された雇用契約に基づき特定技能外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供しなければならないが、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【協議会】

- 国土交通省は、物流倉庫分野の特定技能所属機関、登録支援機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者により構成される協議会を組織することとされています。
- 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、物流倉庫分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行います。
- 物流倉庫分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、次の事項について必要な協力を行う必要があります。
 - ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
 - ② 問題発生時の対応
 - ③ 法令遵守の啓発
 - ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
 - ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 協議会に関する詳細については、国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下のとおりです。
国土交通省物流・自動車局のホームページ

URL : https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/warehousing_ssw.html

- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、物流倉庫分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通大臣等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。

【確認対象の書類】

- 物流倉庫分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書
- 物流倉庫分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第20-1号）（特定技能所属機関）
- 物流倉庫分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第20-2号）（登録支援機関）

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

物流倉庫分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 特定技能外国人を倉庫作業に従事させるものであり、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

イ 倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 倉庫業者が現に営業に使用している倉庫において当該倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者（特定技能外国人の雇用の継続に係る責任を負う旨の協定書を当該倉庫業者と共同して作成している者に限る。）

ハ 一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。）又は特定貨物自動車運送事業者（同法第21条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。）

二 国土交通省が設置する物流倉庫分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

三 協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

五 国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこととしていること。

六 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第2号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

七 入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を有する情報システムを利活用していること。

- 八 生産性及び労働安全衛生の向上に資する機器又は情報システムであって、前号の情報システムと連携することで機能が拡充されるものを継続して利活用するとともに、その利活用の状況について、協議会に加入した日から起算して1年以内に、協議会において定める方法により協議会へ報告することとしていること。
- 九 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

物流倉庫分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号の告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき、告示をもって定めたものです。

【労働者派遣】

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 物流倉庫分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第20－1号）（特定技能所属機関）

第6 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係るキャリアステップの概要を内容とする物流倉庫分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

物流倉庫分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

①講習受講・資格取得

②日本語能力

③マネジメント経験

- 物流倉庫分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
- 物流倉庫分野における育成プログラムは国土交通省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。